

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102  
 〒310-0015 梅善ビル2・3階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
 http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

4年程前に、医師を目指してNHKを退職した島津有理子アナウンサーの話を書いた時の気持ちがずっと続いていました。

税理士になるのも長年の夢でしたが、もっと叶えたかった夢が弁護士になることです。今の仕事を続けながら、予備試験と司法試験合格を目指します。予備試験の合格率は4%程度で、無謀な挑戦かも知れませんが「やらなかつた後悔より、やつて失敗しても、後で笑い話になる」道を選び、人生という旅を深めたいと思います。

受験のため、しばらくの間、税理士平本事務所ニュースを休刊させて頂きます。

## 私の書棚より

○ビジネスは本質的な目的を正しく見据えることが大切です。戦略や戦術は目的次第で自由自在であるべきだと私は信じています。

○本当に大切なことならば絶対に諦めずに行動することで局面を動かせることがあるのです。情熱が予測もできない局面突破を呼び込むことがあるのです。淡泊な人に「アイデアの神様」は微笑んでくれないので。

「U.S.Jのジェットコースターはなぜ後ろ向きに走ったのか？」  
森岡毅著 角川文庫

## 税務アンテナ

□個人事業主の家事関連費が必要経費に算入されるためには、主たる部分が業務の遂行上必要であり、しかも、その部分が明らかにされることが必要とされています。

主たる部分が業務の遂行上必要であるかは、その支出する金額のうち、当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定されます。

ただし、青色申告者の場合には、「主たる部分」という要件が外されているため、必要な部分の金額が50%以下であっても、その必要である部分を明らかにできる場合には、当該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入できます。

□居住用財産の3,000万円特別控除は、居住用家屋や敷地等を譲渡する場合や、老人ホームに入居している人が、以前に居住していた家屋や敷地等を居住しなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡する場合に適用されます。

また、老人ホームに入所していた人が亡くなった場合には、その相続人が被相続人の居住用家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る）又は取壊し後に土地を、相続の開始から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡する場合に、空き家譲渡特例の3,000万円特別控除が適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 8月の税務スケジュール

10日	○7月分の源泉所得税の納付
31日	○6月決算法人の確定申告 ○12月決算法人の中間申告（予定申告） ○9月、12月、4年3月決算法人の消費税中間申告

31日	○8月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『人は自分であり切らなければならない』 by 神谷美恵子